

業務委託契約について、次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の参加者を募集しますので、公告します。

令和元年 12 月 20 日

第 35 回国民文化祭宮崎県実行委員会
第 20 回全国障害者芸術・文化祭実行委員会
会 長 河 野 俊 嗣

1 業務の概要

(1) 業務名

「キキタビ」パンフレットデザイン制作等業務

(2) 業務の目的

「第 35 回国民文化祭・みやざき 2020」「第 20 回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」の「フォーカスプログラム」（※フォーカス 1、記紀・神話・神楽をテーマとした事業）の一環として実施する「キキタビ」（記紀旅）に必要なパンフレットのデザイン、御朱印帳のデザイン、ウェブページのデザインを制作するものである。

(3) 業務の内容

- ① パンフレットのデザイン制作（20 ページ程度）
- ② パンフレットと連動をしたウェブページのデザイン制作
- ③ 御朱印帳のデザイン制作（表・裏）
- ④ パンフレット、御朱印帳サンプルの製作（各 10 部）

(4) 委託限度額

1,909,600 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 業務の仕様等

4 の（2）により配付する、「キキタビ」パンフレットデザイン制作等業務委託仕様書のとおり。

(6) 委託期間

契約締結時から令和 2 年 3 月 19 日（木）まで

2 提案資格等

- (1) 県内に主たる事業所（本社、本店）又は支社、支店を有する者（連合体での応募可）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 宮崎県競争入札資格者名簿に登録された営業種目が「公告・宣伝」の者、又はこの業務委託と同様、同規模以上の業務の実績を有する者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていない者とみなす。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (7) 県税に未納がない者

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2 の提案資格等に定めた資格が備わっていないとき
- (2) 複数の提案書等を提出したとき
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (6) そのほか不正な行為があったとき

4 手続等

- (1) 事務局（書類の提出先及び問合わせ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1

第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会事務局
（宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課県事業担当）

電 話 : 0985-26-7413

ファックス : 0985-26-7414

電子メール : kokubunsai-geibunsai@pref.miyazaki.lg.jp

- (2) 実施要領及び仕様書の配付

令和元年12月20日（金）から令和2年1月17日（金）午後5時までの間に、(1)の事務局で配付するほか、宮崎県のホームページからダウンロードするものとする。

- (3) 企画提案書等の提出

(2)により配付する実施要領に示すところによる。

- (4) 説明会の開催、質問の受付等

(2)により配付する実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配付する実施要領に示すところによる。

6 その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。
(2) 提出された提案書等は返却しない。

以上